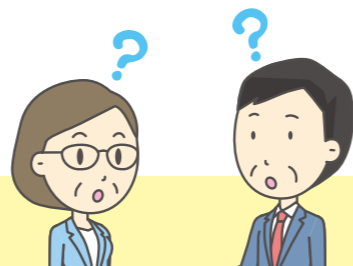


# そろそろ年金のことを考えてみませんか？ ～今後、定年退職を迎えるまでに知っておきたい年金の知識～

## 令和5年度以降に定年退職を迎える公立学校の教職員の皆さま<sup>※1</sup>に、老齢厚生年金制度のご説明をいたします。

※1 今回説明する内容は、昭和38年4月2日以降生まれの方を対象とするものです。生年月日が昭和38年4月1日以前の方は、制度が異なる場合があります。



### 1 自分はいつから年金がもらえるのか？ 老齢年金の種類と支給開始年齢

#### 老齢年金の種類

公務員の年金は以下のような種類があり、「3階建て」構成になっています。皆さまはすべての種類の年金を原則65歳から受け取ることができます。

3階	新3階	年金払い退職給付	平成27年10月から開始された制度で65歳から支給 支給停止 再任用フルタイム等公立学校共済組合の一般組合員として働いている間は、全額支給停止されます。退職した場合や、公立学校共済組合の短期組合員（再任用短時間、臨時的任用教職員等）として働く場合は、全額支給されます。
	旧3階	経過的職域加算額 旧共済年金の 職域年金相当部分	平成27年9月までの公務員期間に応じて65歳から支給 支給停止 再任用フルタイム等公立学校共済組合の一般組合員として働いている間は、全額支給停止されます。退職した場合や、公立学校共済組合の短期組合員（再任用短時間、臨時的任用教職員等）として働く場合は、全額支給されます。
2階	老齢厚生年金 (被用者年金)	働いていた期間と報酬額に比例した年金が65歳から支給 支給調整 厚生年金保険（公務員共済、一般厚生年金）に加入して働く場合は、総収入額に応じて、老齢厚生年金の全額または一部の支給が停止になります。	
1階	老齢基礎年金 (国民年金)	すべての国民に共通する年金制度で65歳から支給 満額（20～60歳の40年間加入）で年額795,000円（令和5年度） 満額×国民年金加入月数／480月（40年間）が支給されます。 支給調整 支給調整はありません。	

#### 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する組織を「実施機関」と呼びます。

公的年金等		実施機関	加入者
新3階	年金払い退職給付	国家公務員共済組合・地方公務員共済組合等	公務員厚生年金加入者
2階	厚生年金	一般厚生年金	日本年金機構（年金事務所）（1号） 民間勤務や臨時的任用教職員等
		公務員厚生年金 (経過的職域加算額を含む)	国家公務員共済組合（2号） 地方公務員共済組合 〔公立学校共済組合 東京都職員共済組合等〕（3号） 地方公務員等 公立学校教職員等 (再任用フルタイム等)
		私学厚生年金	私立学校振興・共済事業団（4号） 私立学校教員
1階	国民年金（基礎年金）	日本年金機構（年金事務所）	20～60歳の国民

#### 厚生年金の支給調整と支給停止調整額

働きながら老齢厚生年金を受け取る場合、月の収入額が48万円以上になると老齢厚生年金の額が減額になります。

年金の種類	公務員共済の一般組合員 (再任用フルタイム等)	一般厚生年金保険加入者 (再任用短時間・臨時的任用教職員等)
年金払い退職給付	全額支給停止（在職中のため）	全額支給
経過的職域加算額	全額支給停止（在職中のため）	全額支給
老齢厚生年金	再就職先の賃金等と老齢厚生年金（月額）の合計額が48万円を超えた場合、 超えた額の1/2の年金が支給停止	

(令和5年度)

#### 支給停止額の計算方法

$$\left[ \begin{array}{l} \text{毎月の賃金} \\ \text{(標準報酬月額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{過去1年間の} \\ \text{ボーナスの1/12} \end{array} + \begin{array}{l} \text{老齢厚生年金} \\ \text{の月額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{支給停止調整額} \\ \text{48万円} \end{array} \right] \times 1/2 = \text{支給停止額}$$

$$\text{老齢厚生年金の月額} - \text{支給停止額} = \text{老齢厚生年金支給額} \text{ ※2}$$

※2 支給停止額が老齢厚生年金の月額以上になる場合、老齢厚生年金の全部が支給停止

### 2 自分の年金はいくらくらいになるのか？ 老齢年金の種類と支給開始年齢

個人情報保護の観点からお電話で個人の年金額等をお伝えすることはしておりません。ご自身の老齢厚生年金の見込額をお知りになりたい場合は下記の方法をご利用ください。

#### ねんきん定期便(すべての実施機関の見込額が掲載)

年1回、年金加入期間や老齢年金見込額などの情報をお知らせする「ねんきん定期便」をお届けしています。誕生月の25日にご自宅宛てに送付しています。人事異動等で加入する共済組合が変更となった場合、情報の反映に時間を要します。このため、ねんきん定期便の発行のタイミングによっては、数字が「※」で表示されることがあります。「ねんきん定期便」の見方詳細については、以下の号でもご紹介しています。  
・2023年「かがやき」春号（2023年№568）※バックナンバーは公立学校共済組合東京支部ホームページにも掲載されています。

#### 給付算定基礎額残高通知書

年金払い退職給付（新3階部分）の支給金額の目安として、毎年7月下旬に、ご自宅宛てに送付しています。

#### 地共済年金情報Webサイト(公務員厚生年金期間分のみ)

「地共済年金情報Webサイト」では、公務員厚生年金期間（平成27年9月以前の期間を含む。）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をインターネットでご覧いただけます。閲覧するには、インターネットからの利用申込みが必要となります。

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/FN009001/OP009001001BL.do>

#### 郵送による年金見込額試算(公務員厚生年金期間分のみ)

50歳以上の組合員を対象に、年金見込額の試算を行っています。便箋などに、「年金見込額試算希望」、氏名、生年月日、所属、職員番号、連絡先電話番号、退職予定日（フルタイム終了日等）を記入し返信用封筒（84円切手貼付）を添えて、年金担当宛てに送付してください。  
※年金受給者の方は「年金証書」の金額をご確認ください。

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
東京都教育庁福利厚生部 給付貸付課 年金担当  
☎ 03-5320-6828 (年金担当直通)

次ページ | 今後の老齢年金関係手続

### 3

年金を受け取るために自分は何をすればよいの？

## 今後の老齢年金関係手続

年金の手続は、定年退職後の働き方で異なります。

公立学校  
教員ひとすじ！

	<b>再任用フルタイムになる 花子さん</b> 生年月日 昭和38年7月4日 勤務予定 再任用フルタイム満了(65歳)まで	<b>臨時的任用教職員になる 太郎さん</b> 生年月日 昭和39年2月19日 勤務予定 63歳まで臨時的任用教職員
定年退職時	<input checked="" type="checkbox"/> 引き続き公立学校共済組合の一般組合員(公務員厚生年金に加入)のため、 <b>年金関係の手続はありません。</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 公立学校共済組合(公務員厚生年金)から、一般厚生年金に変わるため、 <b>「退職届書(年金待機者登録通知書)」所属の事務担当へ提出</b>
65歳誕生日前	<input checked="" type="checkbox"/> 公立学校共済組合東京支部から所属に送付される <b>「老齢厚生年金*」および「老齢基礎年金」の請求書を東京支部へ提出</b> <small>※公務員厚生年金に加入しているため、支給調整対象</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 公立学校共済組合本部から自宅住所に送付される <b>「老齢厚生年金*」および「年金払い退職給付」の請求書を本部へ提出</b> <small>※63歳で臨時的任用教職員勤務を終了しているため、支給調整なし</small>
再任用フルタイム終了時	<input checked="" type="checkbox"/> 公立学校共済組合東京支部から所属に送付される <b>「退職改定書類」および「年金払い退職給付」の請求書を東京支部へ提出</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 日本年金機構から自宅住所に送付される <b>「老齢基礎年金」の請求書を日本年金機構へ提出</b>

※手続方法等については、変更される可能性があります。

### 4

知っておきたい老齢年金の諸制度

## 老齢年金の諸制度



老齢年金には、本人の希望や特定の条件に該当する場合に受けられる制度や特例があります。該当する制度や特例を受けるためには、自身で申請をする必要があります。

### 60歳からの繰上げ支給／65歳からの繰下げ支給

- 60歳以降であれば、希望により1月あたり0.4%の割合で減額された老齢年金を請求することができます。ただし、受け取る年金の減額が生涯続く等の制約事項があります。
- 66歳以降75歳まで繰り下げることができ、繰り下げると1月あたり0.7%の割合で増額されます。ただし、支給調整で停止となっている老齢年金は繰下げ増額の対象とはなりません。

令和5年度末に60歳になられる一般組合員の皆さまには8月ごろに、年金制度と退職後に必要な手続等についての詳細資料をお配りさせていただきます。

それ以外の皆さまは公立学校共済組合東京支部ホームページでご覧いただけます。

<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kyosai/index.html>



### 年金相談コーナーのご案内



今後の生活設計にお役立ていただくために、年金・退職手当・医療保険について、組合員を対象に各担当者が個別に説明します。予約制となりますので、相談希望の1週間前までに予約申込みが必要となります。

※詳細は「福利厚生ハンドブック(令和5年度)」P.36を参照してください。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎ 03-5320-6828